

令和6年10月分(12月支給)より児童手当の制度が一部変更になります。

※支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

1. 変更後内容

①支給対象年齢の拡大

18歳まで（平成18年4月2日以降生まれ）の児童（以下、高校生年齢以下児童と表記）がいる世帯が支給対象となります。

②所得制限の撤廃

上記①に該当する世帯の全世帯が児童手当の支給対象となります。

③多子加算の拡充

第3子以降の児童は児童1人当たり支給額が一律3万円となります。

④算定児童の年齢拡大

算定児童が18歳～22歳（平成14年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれ）の児童（以下、大学生年齢児童と表記）となります。

◆ 算 定 例 ◆	児童年齢	算定	支給金額（円）	児童年齢	算定	支給金額（円）
	21歳	第1子		23歳		
	17歳	第2子	10,000	17歳	第1子	10,000
	14歳	第3子	30,000	14歳	第2子	10,000

⑤支給月が2か月に1回

児童手当の支給月が2月、4月、6月、8月、10月、12月となります。

2. 支給額

児童の年齢	支給金額（1人当たりの月額）	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～高校生	10,000円	

3. 申請期限

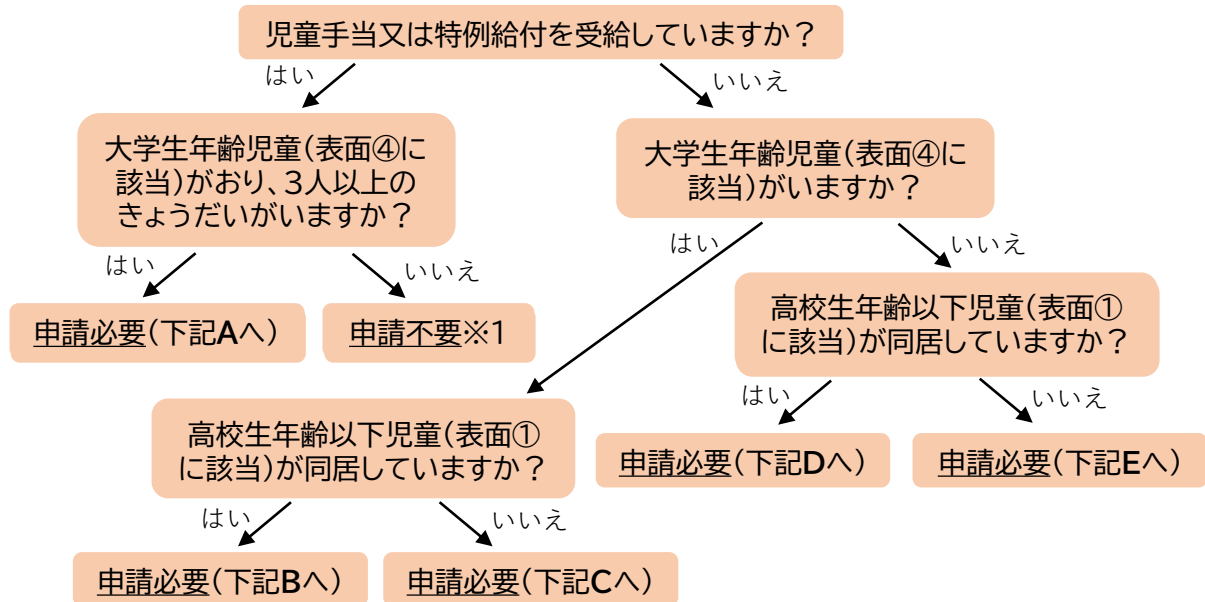
令和6年10月18日（金）まで

なお、申請期限を過ぎても令和7年3月31日まで（必着）に申請があった場合は、支給月は遅れますが、令和6年10月分から遡って支給します。令和7年4月1日以降の申請となる場合は申請月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

◆問い合わせ先◆

長洲町役場 子育て支援課 TEL:0968-78-3126

4. 申請対象者



※1 高校生年齢がいる世帯や第3子以降の児童がいる世帯、特例給付を受給している世帯で増額対象となる場合は、職権で増額とし、額改定認定通知書を令和6年12月の支給日までに送付します。
ただし、支給対象児童のうち住民票上他市町村在住の児童がいる場合は「別居監護申立書」の提出が必要です。

5. 児童手当の支給手続き

下記の提出書類を返信用封筒にて返送または長洲町役場1階子育て支援課窓口まで直接提出してください。

提出書類 (詳細はホームページをご覧ください。)

▼申請対象者A

- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書

▼申請対象者B

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書 (3人以上のきょうだいがいる場合のみ必要)

▼申請対象者C

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 別居監護申立書 (支給対象児童のうち住民票上他市町村在住の児童分について記入してください)
- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書 (3人以上のきょうだいがいる場合のみ必要)

▼申請対象者D

- ・ 児童手当認定請求書

▼申請対象者E

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 別居監護申立書 (支給対象児童のうち住民票上他市町村在住の児童分について記入してください)